



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



遺産承継業務のご案内（その2）

今月号では、先月号に引き続き、遺産承継業務に関連する相続の手続きをご紹介します。

遺産承継業務とは、相続人の皆さまのご依頼により、当事務所の司法書士が遺産管理人（遺産整理受任者）として、お亡くなりになった方の不動産・預貯金・株式等の相続財産を遺産分割協議の内容に従って各相続人へ承継させる手続きのことを言います。

しかし、相続財産は、不動産や預貯金などのプラスの財産（積極財産）だけとは限りません。亡くなった方（被相続人）の自宅や郵便物の中から、消費者金融やクレジット会社からの請求書などが出てくることがあります。借金の請求書を発見した場合には、積極財産だけでなく、借金などのマイナスの財産（消極財産）も調査した上で、相続を承認するか、相続放棄するかを判断していくことが重要です。

判明しているだけで、借金などの消極財産が明らかに多い場合は、相続放棄を念頭において相続財産の調査を進めていくこととなりますが、積極財産と消極財産のどちらが多いか不明の場合、調査に時間がかかるケースも中にはあります。相続放棄には3か月の熟慮期間があり、この間に相続を承認するか放棄するかを決めなければなりません。このような場合は、家庭裁判所に申し立てることで、相続放棄の熟慮期間である3か月の期間を延長してもらうことも可能です。

では、どのようにして亡くなった方（被相続人）の借金などの調査を行うのかというと、まずは、借入先の債権者がどこかを特定する作業を行います。

具体的には、自宅を調査して契約書や領収書、郵便物がないかを確認します。また、通帳が見つければ、通帳の取引を確認して銀行ローンやカード会社の引落しがないかを確認します。どこの銀行に口座を持っているか分からない場合は、ゆうちょ銀行や最寄りの金融機関に口座情報の照会をして過去の取引明細書を取り寄せることも行います。さらに、相続人から個人信用情報の開示請求手続きを行い、信用情報の開示により、被相続人がどこから借入れをしていたのか確認を行うこともあります。

次に、債権者が判明したら、司法書士が被相続人の債権者に対して、相続人の代理人として取引履歴の開示請求を行うことで、正確な負債額が判明いたします。

このようにして相続財産を調査した結果により、遺産をどのように承継するのかを相続人に決定してもらい、その後の相続手続きを進めていくこととなります。

大幅な債務超過の場合には、共同相続人全員が相続放棄をするのが一般的ですが、中には1名のみが単純承認をして他の相続人は相続放棄をすることもあります。注意が必要なのは、遺産分割協議を行い、一部の相続人が債務を引き継ぐことを相続人間で合意をしたとしても、それを消費者金融などの債権者に主張することはできません。債務を完全に承継しない方法は、家庭裁判所に相続放棄を申述するしかありません。

相続財産に借金があることが判明した場合は、相続放棄の熟慮期間を意識しながら、相続財産の調査を進める必要があります。また、相続財産によっては、相続放棄を行うのが適当なのか判断に迷う場面もあります。難しい判断が必要な場合もありますので、司法書士などの専門家にご相談ください。

今月号では、借金などの消極財産があった場合の相続手続きについて、ご案内いたしました。

相続人全員が相続放棄をするという選択をした場合は借金を負うことはありませんが、相続放棄を選択せずに、借金があっても相続することを選択するケースも中にはあります。例えば、自宅不動産などを相続する必要がある場合などです。

このような場合は、相続人による債務整理（任意整理）を検討することになります。

借金を相続する場合、多くは遺産に現金・預金はほとんどありません。この場合、相続人の資産から相続債務を一括して返済するか、それが難しいければ、債権者と分割返済の交渉を行うことになります。

分割返済の交渉では、司法書士が代理人となって任意整理という手続きをとることにより、毎月の返済額の負担を軽減することができます。

任意整理は、司法書士や弁護士が貸金業者と支払方法について交渉して和解する手続です。将来発生する利息を全額カットして、3年から5年間の分割払いで交渉を成立させることが一般的です。消費者金融や銀行のカードローン等から借金がある場合、年18%近い金利で貸し付けを受けていることが多く、利息をカットすることで返済の負担を大きく減らすことができます。

しかし、任意整理は、法律に基づいて免除や減額、分割返済ができるわけではなく、司法書士等が消費者金融やクレジット会社と個別交渉を行うため、貸金業者ごとに対応が異なります。5年間の分割返済で和解できることが一般的ですが、借入先の債権者によって任意整理に協力してくれない業者も中にはあります。そのため、借金も含めて相続をする場合は、被相続人の債権者との和解交渉の見通しも踏まえた上で、相続をするのかどうかを決めることが重要です。なお、過去には、相続債務の場合は利息だけでなく元本も減額できたケースもあります。相続財産の中に借金がある場合は、司法書士等の専門家に相談しながら、手続きを進めることをお勧めいたします。

手稲山 登山

こんにちは、高井です。9月3日（土）、息子と手稲山に登りに行きました。手稲山の登山道はいくつかありますが、この日は平和の滝コースから山頂を目指しました。このコースは、前半は沢沿いを歩き、なだらかで歩きやすく、布敷の滝という滝も見ることができます。しかし、後半はガレ場（岩場）が続き、ゴロゴロとした大きな岩で埋め尽くされた登山道（道とは呼べないところ）をひたすら登っていきます。手稲山を愛する人たちは、このガレ場をロックガーデンと呼んでいるようです。平和の滝コースからの手稲山登山は、このガレ場（ロックガーデン）を攻略できるかにかかっています。

ガレ場では、大人も子供も両手を使ってバランスを取りながら必死に登っています。私は小学生のときに平和の滝コースから手稲山に登りましたが、ガレ場を登ったときのことは今でも記憶に残っています。

スリリングなところですが、普段運動不足の私や小学校2年生の息子でも、ゆっくりであれば登ることができます。これから紅葉を迎えるので、機会があれば、また登りに行きたいです。



手稲山ガレ場（ロックガーデン）。昨年撮影したもの

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）